

## 春日井市マンションの管理の適正化の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）及び春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書に添える図書等)

第2条 省令第1条の8第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合は、その適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書（第1号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第1条の8第2項に規定する計画作成都道府県知事等が不要と認めるものは、同条第1項各号に掲げる書類とする。ただし、前項第1号に掲げる書類を添付しない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第3条 法に基づく認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(条例において市長が定める場合)

第4条 条例別表「4 建築基準法等関係手数料の表」中マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化

法」という。)第5条の13第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項及びマンション管理適正化法第5条の16第2項において準用するマンション管理適正化法第5条の13第1項の規定に基づく認定の更新の申請に対する審査の項において、マンション管理適正化法第5条の14各号(第4号にあつては、マンション管理適正化指針に係る部分に限る。)に掲げる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合とは、認定の申請書に適合証が添えられている場合をいう。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市マンションの管理の適正化の推進に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市マンションの管理の適正化の推進に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第2条関係）

表 明 保 証 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

マンションの管理組合名

マンションの所在地

当管理組合では、防災に関する次の取組を管理組合として実施していることを表明し保証します。

- ア 自主防災組織を組織
- イ 災害時の対応マニュアルを作成
- ウ 防災用品や医療品・医薬品を備蓄
- エ 非常食や飲料水を備蓄
- オ 防災用名簿を作成
- カ 定期的に防災訓練を実施
- キ その他管理組合として実施する防災に関する取組

( )

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 実施している取組のチェックボックス全てに「レ」マークを入れること。
  - 3 キの取組のチェックボックスに「レ」マークを入れる場合は、具体的な取組の内容を括弧の中に記載すること。

第2号様式（第3条関係）

<p>申 請 取 下 げ 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 春日井市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔名称及び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく次の申請を、取り下げます。</p>	
申請年月日	年 月 日
申請に係る マンション の所在地	
取 下 げ 理 由	
※ 受 付	※ 備 考

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 ※印欄には、記入しないこと。